

令和 年 月 日

年 科 番 氏名 さん
保護者等 殿

山形県立寒河江工業高等学校長

感染症による出席停止について

この度、_____に罹患したとの連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条による出席停止の措置を取りますのでお知らせいたします。

つきましては、下記の「感染症罹患報告書」に保護者をご記入の上、担任へ提出くださいますようお願いいたします。なお、罹患を証明できるもの（薬の説明書き等、発行に当たり料金の発生しないもの）を併せてご提出くださるようお願い致します。

記

※ 切り取る必要はありません

感染症罹患報告書

診 断 名 【 _____ 】

医療機関名

出席停止期間 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (____) ~ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (____)

医師の指示内容

[_____]

令和 年 月 日

保護者等氏名 _____

学校において予防すべき感染症一覧

種	感染症	出席停止の期間	備考
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（コロナウイルス属 SARS コロナウイルスが病原体限定）		
	中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスが病原体）		
	鳥インフルエンザ（H5N1に限る）		
第二種	インフルエンザ（鳥 H5N1 を除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで（鳥・新型除）	ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症については、病状により医師において感染の恐れがないと認めた時はこの限りではない。
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・咽頭炎・結膜炎等の主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	発症した後 5 日を経過し、且つ症状が軽快した後 1 日を経過するまで （※無症状の場合は、検体採取した日から 5 日を経過するまで） ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、且つ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで （その他の伝染病には、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、りんご病、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症などが挙げられる。）	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症 ※		

◎第 3 種：その他の感染症⇒溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、ヘルパンギーナ、伝染性膿痂疹（とびひ）等の診断を受けた場合、学校医等と相談の上、出席停止について校長が判断する。